

(別紙)

令和8年7月14日

保護者の皆様へ

沖縄県立那覇国際高等学校長
(公印省略)

沖縄県遠距離等通学費補助金に関する手続きについて

県では、遠距離等で通学費が高額となる世帯の高校生等の保護者等を対象に、通学費の一部補助を実施しております。

補助金を受けるためには**交付申請と補助金請求の2つの手続きが必要です**ので、補助金の交付を希望される方は下記のとおり申請書類等の提出をお願いいたします。

記

1 支援対象者

下記(1)～(3)の要件すべてに該当する高校生等が対象となります。

- (1) 次の計算式で算出される額が154,500円未満の世帯の者(所得要件)

【計算式】

令和8年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額
※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

- (2) 通学定期券(バス・モノレール)及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額の合計が15,000円を超える者

- (3) 他の通学費支援(生活保護の生業扶助等)を受けていない者
※沖縄県バス通学費等支援事業も含まれます。

2 申請方法

- (1) **補助金の交付申請**

電子申請と紙申請の2つの方法があります。どちらかの方法で申請してください。
必ず令和8年7月1日から令和8年12月18日までに申請してください。

①電子申請(推奨)

右のQRコードを読み込み、沖縄県電子申請システムで申請してください。
※紙書類の提出は不要です。電子申請では、自動計算しますので、
申請金額等の入力ミスを防止します。



沖縄県電子申請サービス

②紙申請

下記の書類を提出してください。

- ア 遠距離等通学費補助金交付申請書(様式1)
- イ 課税に関する証明書(※課税標準額や調整控除額が記載された所得課税証明書等)
- ウ 通学計画書(様式2)
- エ 定期券購入の場合 金額の記載がある通学定期券(写し)または領収書(写し)※宛名は生徒名
- オ 回数券購入の場合 領収書(写し)及び表紙(写し)
- カ 債権者登録申請書
- キ 金融機関等の名称及び預金口座の番号等を確認できる書類
- ク 委任状(※申請者以外の口座の場合のみ提出が必要)

(2) 補助金の請求

※請求時期や請求方法については、後日お知らせします。

- 3 提出先 : 那覇国際高校事務室

4 添付資料

- ・遠距離補助金パンフレット
- ・注意事項
- ・FAQ(よくある質問)

5 注意

- (1) 購入時の領収書や通学回数券の表紙等は紛失することのないように、請求時まで大切に保管してください。
- (2) 交付決定後に通学経路等の変更により、交付申請額に変更がある場合は速やかに学校にご相談ください。

＜問い合わせ先＞ 那覇国際高等学校 事務室
担当者 池口 TEL: 098-860-5931

遠距離通学等 による通学費支援

表面

令和8年4月から令和9年3月までの通学費

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※1）が15,000円（基準額）を超える場合に、基準額を**超えた部分**を補助（※2）

- ※1 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外
- ※2 100円未満切り捨て



◎ 対象者（①～③の全てに該当）

①所得要件を満たす方

（※3）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※3）

【計算式】

令和8年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額
※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

②通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える方

③他の通学費支援（※4）を受けていない高校生、県立中学生、私立中学生（※5）

- ※4 県から通学費無料化のオキカが交付されている世帯など
- ※5 私立の中高は総務私学課（098-866-2074）へ

◎ 申請について

電子申請サービス から申請

右のQRコードを読み込み、
沖縄県電子申請サービスで申請してください。

※まずは交付申請から行ってください。

※工業高等専門学校は、電子申請不可のため、紙書類での提出をお願いします。

申請期間：令和8年7月13日から令和8年12月末まで

※紙書類での提出を希望する場合は、学校事務室に提出してください。

※申請時には、請求する通学定期券・通学回数券の**領収書**、

高速バス回数券の表紙が必要です。捨てずに保管しておいてください。



沖縄県電子申請サービス
（交付申請）

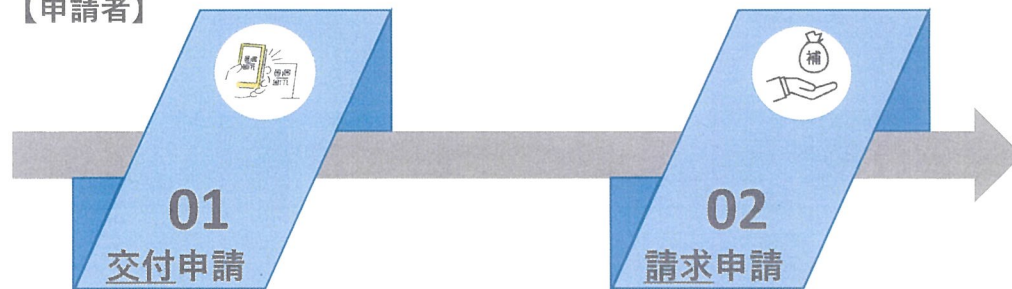
【お問い合わせ】教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116

遠距離通学等 による通学費支援

裏面

◎ 手続きのながれ（2つ行う必要があります。）

【申請者】



対象の要件を満たす場合、
それらを確認できる書類等
をご準備の上、申請を行う。
（※1）

01で交付決定がなされた申請者は、R8.4月～R9.3月までに購入した定期券等の領収書をご準備の上、補助金を請求する。（年に2回）
（※2）

※1 月の通学費が15,000円を超えるかどうかを確認することが目的のため、
1か月にかかる通学定期券等の領収書の写しを添付すること。（複数月の領収書は不要。）

※2 年度末にまとめて請求も可

申請後のながれと考え方

01 交付申請に対し、県教育支援課にて審査を行い、要件を満たすと認めた場合、補助金の交付決定を行う。（紙で通知）
☞ 資格を審査し、年間の交付額（予定）を通知。

02 補助金の交付対象となる経費（月15,000円を超える部分）の請求をうけて、最終的な補助金額（交付額）の確定を行う。
☞ 補助額の請求。これに基づき、県は支出を行う。

【お問い合わせ】教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116

おねがい！！

通学定期券・通学回数券の領収書原本や、
定期券の券面（表裏）のコピー、
回数券の表紙の原本は
必ず保管しておきましょう！

年2回の補助金請求時には、領収書原本や通学定期券の券面の
コピー、通学回数券の表紙の原本の提出が必要です。

※補助金請求は、年2回までできます。
（3月に年間分をまとめて請求することも可能です。）

通学定期券

〇〇 ⇄ △△
R7.〇月△日まで
氏名 金額

通学定期券の券面には、
有効期間と氏名、金額等が
印字されています。
※定期券の更新時には印字内容
が上書きされるため、更新前に
コピーをとってください。

区
間
・
〇
〇
円

回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券
回数券	回数券

通学定期券の表紙には、回数券
の区間と区間あたりの金額が印
刷されています。
表紙は必ず保管し、補助金請求
時にすべての表紙の原本を提出
してください。

申請書記入例、FAQ等は下記ホームページに掲載しています。

沖縄県 遠距離通学



【お問い合わせ】 教育支援課（専用ダイヤル） 098-866-2116

【補助の対象について】

Q 1	補助金の対象要件
Q 2	通学定期券と通学回数券の違い
Q 3	通学定期券の買い方や紛失時の対応、時刻表や運賃などの相談先
Q 4	6ヶ月分の通学定期券を購入しないとイケないのか
Q 5	夏休み、模擬試験、補習、部活などで登校する場合も補助の対象となるか
Q 6	購入した通学定期券や通学回数券は全て補助対象になりますか
Q 7	利用できないバスがあるか
Q 8	複数ルート（往路と復路での異なる路線や事業者が異なる場合）の購入について
Q 9	現金支払いやOKICAカードに現金チャージして通学する場合は対象になりますか

【申請手続きについて】

Q 10	補助金を受けるにはどのような続きがありますか
Q 11	領収書の保管方法について教えてください

【交付申請について】

Q 12	交付申請の申請期限・提出先はどこですか
Q 13	どのように補助金申請額を算定するのですか

【補助金請求について】

Q 14	領収書をなくした場合はどうすればよいですか？
Q 15	補助金請求時期はいつですか？

【補助の対象について】

1 補助金の対象要件

中高生の保護者等が自宅と高等学校等の間を継続的に往復させるため、バス会社等が発行する最も経済的かつ合理的と認められる区間の通学定期券又は通学回数券を購入する場合で、次の①～③の要件を満たす場合に補助の対象となります。

①令和8年度（令和7年分）の世帯年収がおよそ590万円未満

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額＜154,500円

※保護者等が2名の場合：各人ごとに算定（百円未満切り捨て）した後に合算

②1か月あたりの通学定期券又は通学回数券の購入額の合計が15,000円を超えている

③他の通学費支援（生活保護等）を受けていない高校生（県立の通信制除く）、県立・私立中学生

2 通学定期券と通学回数券の違い**○通学定期券**

バス会社及びモノレール(株)が、通学のため、ある一定期間、自宅から学校等の特定の区間を繰り返し乗車できるよう発行する乗車券です。

※バス会社によっては、OKICAカード以外の通学定期券があります。

○通学回数券

各バス会社が通学のため、特定の枚数を一綴りにして発行する金券です。本島の高速バス等一部のバス路線及び離島バス会社で取り扱っています。（高速バス:チケット型で原則10枚綴り）

3 通学定期券の買い方や紛失時の対応、時刻表や運賃などの相談先

最も利用しやすいバス路線の時刻確認や運賃、紛失時の対応なども含めバス事業者又はモノレール(株)の販売窓口でご相談をお願いします。

4 6ヶ月分の通学定期券を購入しないといけないのか

通学定期券であれば、1か月定期、3か月定期、6か月定期いずれも対象となりますので、利用しない月を考慮のうえ購入してください。

5 夏休み、模擬試験、補習、部活などで登校する場合も補助の対象となるか

登校を前提に通学定期券等を購入する場合は、補助の対象となります。ただし、休学期間及び退学した場合は、補助の対象とはなりません。

6 購入した通学定期券や通学回数券は全て補助対象になりますか

在籍している学校に通学するため購入した通学定期券や通学回数券のみが対象です。それ以外の目的で購入した定期券等は補助対象外となります。定期券等の使用目的に疑義がある場合は、県から確認等を行う場合があります。

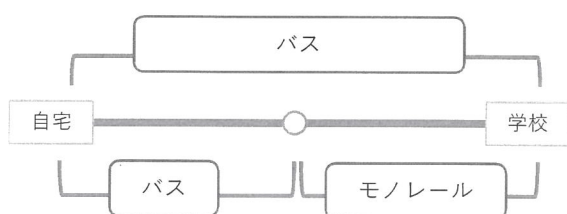
7 利用できないバスがあるか

通学定期券又は通学回数券が利用できるバスであれば対象となります。

8 複数ルート（往路と復路での異なる路線や事業者が異なる場合）の購入について

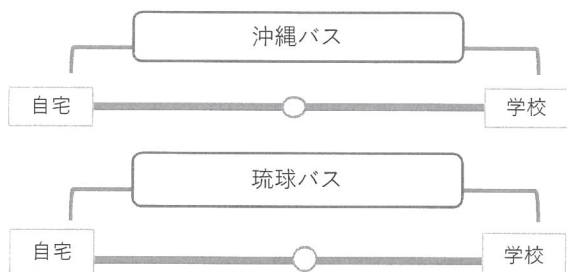
往復とも自宅から学校まで同一路線があるが、授業や部活などの関係で継続的に乗り継がざるを得ない場合は合算することを認めます。（例1）

一方で、相当の理由がないにもかかわらず通学区間内で複数のバス事業者やモノレール併用などの合算は認められません。この場合、最も経済的な手段を利用した経路についてのみを対象経費とします。（例2）



（例1）

バス1路線で通学も可能だが、バスの時間帯、本数の関係で乗り継ぎで通学している場合は、補助対象となります。



（例2）

自宅から学校まで同一の区間を複数のバス会社の通学定期券を使用している場合は、どちらか一方のみ補助対象となります。

9 現金支払いやOKICAカードに現金チャージして通学する場合は対象になりますか

通学定期券及び通学回数券の購入のみを対象としているため、現金支払いやOKICAカードに現金チャージして通学する場合は対象外となります。

【申請手続きについて】

10 補助金を受けるにはどのような続きがありますか

補助金を受けるには、交付申請と補助金請求の2つの手続きが必要となります。

- 1 交付申請** 対象者及び補助金額を判定するための手続きです。

申請期間：令和8年7月～12月31日

申請方法：電子申請、もしくは紙申請書類等を学校事務室に提出

- 2 補助金請求** 上記1の補助金を請求するための手続きです。

※申請期間や申請方法は、後日お知らせします。

11 領収書の保管方法について教えてください

- 1 定期券（バス・モノレール）**

領収書（宛名は生徒本人）の原本又は券面の裏表の写し。

※券面の写しの場合、更新毎に写真を撮るなどして記録しておくこと。

（更新時に上書きされると、金額や有効期間が確認できなくなるため。）

- 2 回数券（高速バス等）**

領収書（宛名は生徒本人）の原本及び券面表紙（枚数、購入金額等が記載されている）

【交付申請について】

12 交付申請の申請期限・提出先はどこですか

申請期間：令和8年7月～12月31日

申請方法：電子申請、もしくは紙申請書類等を学校事務室に提出

13 どのように補助金申請額を算定するのですか

様式2（通学計算書）の記入例を参照ください。

※電子申請の場合、自動で算定されます。

【補助金請求について】

14 領収書をなくした場合はどうすればよいですか？

○通学定期券の場合

領収書がなければOKICAカード（記名あり）の券面の裏表の写しの提出でも請求可能です。ただし、OKICAカードは定期券の更新時に印字内容（有効期間等）が上書きされ、履歴が残らないため更新前にコピーしておくことをお勧めします。領収書及びOKICAカードの写しどちらもない場合は、補助金請求が出来ません。

○通学回数券の場合

必ず領収書の原本が必要なため領収書をなくした場合は補助金請求が出来ません。確実に保管しておいてください。また通学回数券の場合は、回数券の表紙も原本提出が必要ですので領収書と一緒に確実に保管しておいてください。

15 補助金請求時期はいつですか？

後日お知らせします。